

身障減免における障害程度判定表（本人運転用）

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
じん臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓の機能障害	1級から4級までの各級

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている者

障害の区分	障害の程度又は傷病の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症